

令和5年10月6日
きくみみ滋賀
(滋賀行政監視行政相談センター)



行政相談委員の総務大臣表彰について


総務省では、永年にわたり行政相談活動に功績のあった行政相談委員（※1）に対し、総務大臣から表彰を行っています（全国で約100人）。

この度、滋賀県内から次の1名の委員が受賞されることとなりました。

表彰式は、次の日程で開催される予定です。

【開催期日】 令和5年10月18日（水）11時 開式

【開催会場】 京王プラザホテル（東京都新宿区西新宿2-2-1）

委員の氏名	担当地域	当初委嘱年月 (委嘱期間)	主な活動内容 (活動例は添付資料参照)
 おくむら しんじょう 奥村 眞成 委員	栗東市	平成21年4月 (14年)	14年にわたって、栗東市内において定期的に行政相談所を開設し、地域住民の身近な相談相手として、住民の苦情・相談・困りごとの解決に尽力しているほか、毎年、行政相談週間（※2）に開設される「大津行政なんでも相談所」にも参加している。 また、地元の秋まつりで行政相談ブースを開設するなど、相談への対応だけでなく、行政相談制度のPR活動も積極的に行っている。

※1 行政相談委員

行政相談委員法(昭和41年法律第99号)に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者（ボランティア）で、各市町に1人以上（滋賀県内に61人、全国に約5,000人）が配置されています。

住民の皆さまの身近な相談相手として、国の行政などに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

※2 行政相談週間

総務省の行政相談は、行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、国民の声を行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

総務省では、毎年10月、行政相談制度及び行政相談委員制度について、国民の理解を得るとともに、その利用の促進を図るため、「行政相談週間」を設け、各種活動を積極的に展開しています。



【本件連絡先】 滋賀行政監視行政相談センター
 行政監視行政相談課（下村・佐藤）
 電話：077-523-1926
 FAX：077-525-1149



行政相談所の開設

- ・ 栗東市内で定期的に行政相談所を開設
- ・ 行政相談週間には「行政なんでも相談所」にも参加



栗東市総合福祉保健センター
において定例相談所を開設



令和3年10月
大津行政なんでも相談所



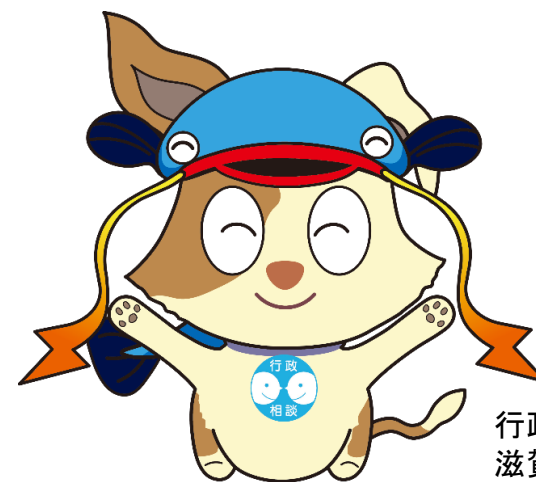
令和4年10月
栗東市役所巡回相談所

地域イベントでのPR活動

秋まつり会場においてPR活動を実施



令和4年10月 ボランティアなごやかまつり



行政相談のマスコット
滋賀ご当地キーン
(愛称:びわんこ)